

近世株仲間制度の独占禁止法学的一考察
——近世広島藩牡蠣株仲間の実態の検討を中心として——

伊 藤 隆 史

常葉法学 第5巻第1号 抜刷
常葉大学法学部

2018（平成30）年3月

Tokoha Law Review Vol.5 No.1
Faculty of Law, Tokoha University

近世株仲間制度の独占禁止法学的一考察

——近世広島藩牡蠣株仲間の実態の検討を中心として——

伊藤 隆史

1. 序論

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律：以下「独禁法」という）は、8条において事業者団体を規制する。事業者団体は同法2条2項において「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体」と定義され、いわゆる業界団体がその典型であるとされる。

この事業者団体は、事業者単独で活動を行うことが困難である、例えば市場における諸情報の収集、分析検討を容易かつ効率的に実施することを可能にし、構成員の事業活動の効率化等に資する役割を果たしうる。他方で、同業者間での情報交換の場ともなることから、価格カルテル等不当な取引制限（2条6項）に該当し、独禁法（3条）に違反する契機を孕むものでもある。後者の点から、独禁法上、事業者団体の活動に対する規制が存在する。

歴史的には、この事業者団体の萌芽とも解される同業者組合たる株仲間が存在した。株仲間は、積極的に解された一方で、制度的に廃止されるなどの変遷を経てきた。現行独禁法の解釈論上からすれば、違法であると解される可能性が高い株仲間が長期に渡って存続したことについては、当時の経済状況、経済政策等に照らして考慮されるべきである。しかし、次第に株仲間制度が廃止されるに至った経緯については、そこに独禁法が保護しようとする競争法・政策と通底する理論

が内包されているようにも思われる。

このような観点から、本稿では、株仲間の構造を時代背景に相対化しながらとらえつつ、これが廃止されるに至った経緯を明らかにし、独禁法を中心とする今日の競争法・政策の萌芽的側面を抽出することを目的とする。

株仲間は、産業や地域によって異なるものであり、それらを特定することなしに包括的に検討対象とすることは困難である。従って、本稿では、地域、産業を特定し、近世広島藩における牡蠣株仲間を検討の対象とする。その理由としては以下の二点が挙げられる。

第一に、瀬戸内地域では漁業を中心として各種産業が比較的早くから進展してきたとみられ、同業者組合の性格を有する株仲間が発展したように思われること、また、それにも関わらず、必ずしも積極的に研究対象とされてきたとはいえないこと、第二に、牡蠣株仲間の弊害を除去しようとして自由競争を求める者が生じ、争訟に発展したことから、その背景、経緯を探ることによって、先に示した本稿の目的に照らして有意義であると考えられるからである。

本稿における検討の順序は以下の通りである。まず、広島牡蠣株仲間の実態について、牡蠣の養殖法の展開を概観し、株仲間の成立状況を検討する。その後、牡蠣株仲間による大阪市場への牡蠣商事の展開過程を概観し、株仲間に対抗して新規開拓を企てる者の動向及びこの効果として株仲間の存立の危機の状況を確認、検討する。その上で、独禁法の事業者団体規制の歴史的背景、成立状況を整理し、独禁法の観点から広島牡蠣株仲間を検討する。

2. 広島湾における牡蠣養殖の歴史的展開

① 養殖の初期的展開

牡蠣の養殖が始まった時期は必ずしも明らかではないが、伝承資料によれば、天文年間（1532～55）に安芸国で行われたのが起源である

とされる⁽¹⁾。この時期を起源ととらえるにしても具体的な場所や方法は、資料において記載されていない。しかしながら、その他の伝承資料によって、海岸や干潟にあった木や石等に牡蠣が付着したことから着想を得て、養殖法が考え出されたものと解されている⁽²⁾。

牡蠣の養殖の成立には、広島湾に広大な干潟が形成されていたという地形的利点がある。広島湾に流入する太田川は上流からの土砂を運んでいるが、それを受け入れる広島湾は干満差が大きいため、干潟が形成されやすい特徴を有していた。これに加え、瀬野川、八幡川等が肥沃な水をここに流入させるため、牡蠣が食する多くのプランクトンを発生させていた。また広島湾周辺には多くの島が存在することから、波の状態が緩慢であったことも、この地域における牡蠣の養殖を有利にしていたものと考えられる。

② 養殖法の展開

牡蠣の養殖が開始された初期の段階では、干潟に石を並べ置いたうえでそこに牡蠣を付着させ、それを養育場に集積して育成するという原始的な手法としての石蒔き養殖法が採られていた。

さらに、類似する方法として、八重筧による方法がある。八重筧は、沖側がV字に収束する形態の竹垣を築いて、引潮時に収束した側の口から網を使って魚を獲るものである。この八重筧に付着した牡蠣を打ち落として養育場に地蒔きして成長させる方法がこれである。

江戸期延宝の頃には、草津村において、小西屋五郎左衛門が筧建養殖法を案出したとされる⁽³⁾。この方法は、大潮の干潮時に干潟に筧と呼ばれる枝付きの竹木を立て並べ、牡蠣の幼生を付着させ、そのまま

(1) 『草津案内』(1924)

(2) 例えば、仁保村淵崎において、吉和屋平次郎が、海岸の岩石に牡蠣が付着するのを見て、石を置いて牡蠣を付着させた後、目印とした竹木に牡蠣がつくのを見て竹を複数干潟に立てて養殖を始めた(『仁保村史』(1929)、和泉灘源蔵が雑木を立てて養殖に成功した(『広島県矢野町史 上巻』等の記載がある。

(3) 草津村における牡蠣株仲間の展開については、新見吉治「草津村蠣仲間(一)―(五)』『尚古』芸備史壇、第4号5-9頁、第5号9-13頁、第6号19-25頁、第7号21-26頁、第8号27-32頁(1907)参照。この論文は、蠣仲間、蠣商組合の組織性質を調査するため、草津村の河面道三郎氏を訪ねて、組合所蔵の古文

成長させるかまたは1年程度経過後にある程度まで成長した牡蠣を簀から打ち落として実入れ場、活場に運び、地蒔きしてさらに成長させる方法である⁽⁴⁾。この方法は、江戸前期の元禄・享保期に成立したものと考えられるが、昭和前期に簡易垂下養殖法⁽⁵⁾、筏式垂下養殖法⁽⁶⁾が成立するまで最も長い期間行われた。

3. 広島牡蠣株仲間の成立

広島湾周辺の干潟に簀建養殖法を用いた牡蠣の養殖が展開されるようになり、ほぼ元禄・享保期には、安芸郡仁保島、海田市、矢野、佐伯郡草津村に区画養殖場が設けられるなど、この地域において牡蠣の養殖が活発化し、本格的な牡蠣養殖業が成立した。養殖場が再編、拡張されるとともに、広島湾の要所に広く蠣簀場が新設されていくことで、牡蠣生産規模が拡大することとなった。これによりこの地域における養殖業が飛躍的に発展した。

他方、養殖した牡蠣の販路及び販売組織も養殖業を発展させた要因となっている。牡蠣の生産及び販売に従事する牡蠣屋が、浦ごとに牡蠣株仲間を組織し、大阪方面へ牡蠣船を運行して大阪市場を確保する役割を果たしていたことも、養殖業を発展させる要因となっていた。

広島牡蠣株仲間は、佐伯郡草津村の牡蠣屋が組織した古株組と、仁保島の新株組とによって形成されていた。

書を閲覧し、談話の聞き取りを行ったいわゆる実証研究の成果であると位置付けられる。

- (4) 前掲註「草津村蠣仲間(一)」5-6頁参照。なおここでは、五郎左衛門が、元来干潟における小貝採取を主要産業としていた草津村において、小貝養殖の地域を画するために建てた竹枝に牡蠣苗が多数付着したことから牡蠣簀を発明したとされ、ここにこの地域における牡蠣養殖起源が求められている。
- (5) 干潟に松、竹で杭を打っておき、杭の上に杉や竹を通して棚を作り、貝殻・竹菅・ビニール管を交互に通した連を吊り下げて採苗と育成を行う方法。詳細につき、広島市郷土資料館『干潟の恵み』(2013) 26-27頁参照。
- (6) 海上に筏を浮かべ、そこに垂下連を吊り下げて牡蠣を育成する方法。詳細につき前掲註 5 27-29頁参照。

3-1. 古株組の成立

「一 当村蠣大阪表積登り商売仕候儀、三次御分知之砌、右蠣積登り人数歳々増々相成御指留被為成蠣主共難儀並二村方浮過之者共持方差問候

一 此蠣商買之儀ハ、村方大益前段指留二逢候ハバ一統之愁、蠣主共ヨリ種々願出候得共、御聞届無之敷々敷次第、然ル処松屋仁右衛門三次御船手其外諸役所御用聞、殊二仁右衛門兄西道朴老御医師御勤、彼是之便利御聞届被為在、往古之通商売相続申候」⁽⁷⁾

これによれば、草津村では、牡蠣船が大阪に登っていたところ、三次支藩の頃に牡蠣を積載した船の増加に伴い、これに従事する者が増加したため、大阪へ登っての牡蠣の販売が禁止されるに至ったこと、さらに、養蠣業を営む者（牡蠣主、及び浮過の者：村の構成員）が生活に困窮するに至り、この復活のための願出を行ったところ、この禁止が解除された事実を看取することができる。

三次支藩領時代は、凶作等により藩財政が逼迫した状況にあり、この打開を目的として、藩政改革が行なわれていた⁽⁸⁾。この改革は、結果的には十分な展開ができないままに打ち切られることとなったが、改革の過程では、佐伯郡草津村の牡蠣の生産及び大阪への販売事業に対しても藩の統制は及んでいった。

具体的には、草津村の牡蠣屋らによる大阪での借財が嵩んでおり、銀主から大阪蔵屋敷への訴えがあったことなどに対する藩の対応が行なわれたことを指摘することができる。草津村牡蠣屋は、「蠣売に大阪へ登る事は以前より有之と云へとも、格別の利潤を得ると云ふ程の事もなければ、登る年もあり、登らぬ年もあり、船数も定らず・・・」⁽⁹⁾

(7) 享保20年5月「佐伯郡草津村蠣株由来」（小川家文書）広島県立文書館複写資料を参照した。

(8) 前掲註7の引用史料には、松屋仁右衛門、西道朴の名が記されており、彼らが牡蠣取引の禁止及び禁止の解除に関与したものと解されることから元禄9年ないしは10年頃と考えられる。

(9) 西・河面両家事跡書 小川家文書

という状況で事業を営んでいたが、藩は、草津村のいわゆる牡蠣の大阪登せについての統制をはかることにして、広島産牡蠣の大阪商事を恒常化させることを試みた。この手段として、牡蠣株仲間制度を設けることとなった。株仲間の取締まりに関しては以下の定法が出されている。

- 「 一． 蠣商売仕候儀、従先年相勤候仲間拾六組、此度二組相添都合拾八組相定可勤候、二組之儀ハ卯年六組相勤候者共ニ相勤申候久佐衛門を加へ、七組ニして其内より式組宛相勤可申事
- 一． 蠣船壱組ニ三人宛乗可申事
- ．．．．．
- 一． 十八組蠣買申儀談合抜買不仕、一同ニ申合三人の働ニ応シ夫程宛買可申事
- ．．．．．
- ．．．．．
- 一． 抜荷堅停止之事、惣而蠣商売ニ不限商売共抜船致登候儀堅ク仕間敷事」⁽¹⁰⁾

これによれば、大阪登せを行った牡蠣船は、元来16組であったが、登せの実績を有する7組の中から2組を加えて18組とし、この18組が牡蠣株仲間を構成することとされ、1組を牡蠣船3人乗りに定めることとされている。

その上で、以下のような追加定法により、牡蠣株の内容が具体的に定められている。

- 「 一． 蠣株定法之儀は、当村干潟蠣作り方、銘々場所取を致し作り立、その餘は持分に不足之蠣、安芸郡仁保島にて買入商売仕候
- ．．．．．
- 一． 蠣株拾八株を定法として、沖合干潟一株分百間之割合を以蠣ひゝ建場・見入場・登せ荷場等歳に応じ、翌年三百目宛村方に

(10) 「蠣仲間取締方之事」(元禄13年7月) (「蠣由来書」小川家文書 明治31年所収) 「蠣由来書」広島県立文書館複写史料を参照した。

差出、尤も是迄増減も有之候得共、右三百目御定め申候」⁽¹¹⁾

これによれば、牡蠣株仲間は、18株で販売特権を有しており、草津村沖合を築建場等に活用することが許容され、必要に応じ、仁保村での買入権を有していたことが理解できる。

この後、三次支藩は、享保5年（1720年）に藩主が若くして病没したことから、広島藩に受け継がれることになった。このことから、このいわゆる古株組は、広島湾唯一の牡蠣株としての地位を占めていたが、安芸郡仁保島村の牡蠣屋を中心としたいわゆる新株組14組が結成され、古株組も18株から21株と増加することとなった⁽¹²⁾。

3-2. 新株組の成立

仁保島の干潟は、草津仲間が養育場を設けたことから、仁保島村民もこれに倣って養蠣を開始したものと考えられている。仁保島は、支藩ではなく、本藩（広島藩）の領内であったことから、草津村からの介入はなかった。従って、仁保島の牡蠣屋は草津村とは独立した形で、牡蠣を大阪へ供給する牡蠣商事を展開したものと考えられている。

当初の段階において、仁保島における牡蠣商事は、広島藩による統制を受けることなく、三次支藩で展開された古株組による大阪市場の獲得と草津村の牡蠣の名声を利用する形で展開された。当初は、「仁保島蠣船、始は三人乗七艘づつ御座候・・・」⁽¹³⁾とあるように比較的小規模に展開されていたようである。

しかし、「・・・銘々力有者ハ、近年追々相増、拾四艘程ニ被成登り申候而、其上壱艘ニ四人程づゝ乗、当浦船之通り仕候得ハ、凡拾八艘余相見へ申候」⁽¹⁴⁾とあるように次第に規模を拡大していった。寛保時代になると、仁保島の牡蠣商事は実質的に草津村（古株組）を超えた発展をしていくことにもなっていた。

(11) 「佐伯郡草津村蠣株由来」（小川家文書）（享保20年5月）

(12) 土井作治「広島牡蠣仲間と大阪市場」西南地域史研究第二輯145頁（1978）

(13) 「奉歎願口上之覚」（小川家文書）（寛保3年閏4月）

(14) 前掲註13

このような状況の中で草津村（古株組）は、連署して仁保島牡蠣船制限（「蠣船増差留」）を広島藩に請願した⁽¹⁵⁾。広島藩では、これを検討して以下の文書を以て、仁保島に命令を下した。

「 覚

一、 蛎株船拾四艘 仁保島

但し壹艘に三人宛乗

右之通此度蛎株數極被仰付候此段蛎屋共へ申聞

尤以來船人等相増候は、急度可被仰付候堅く相候様

可被申渡爲其書付以申渡候以上

寛保三亥年十二月

河野兵衛門

山中權之丞

高松金左衛門

仁保島庄屋

半（旧字）三郎殿

興頭中」

これによれば、草津村のいわゆる古株組とは別に、仁保島村では1艘3人乗りの牡蠣船から構成される株仲間を14組編成させることになったことが看取できる。このことにより、草津村の古株組に対し、仁保村においても新たに株仲間が成立せられることになり、両者を区別するため、仁保村の方が新株組と呼称されるようになった。

(15) なおこの時は草津村も広島本藩に併合されていた。

4. 牡蠣株仲間の意義とそれによる商事大阪市場における商事

ここでは、広島で養殖された牡蠣の大阪市場での販売方法及び関連する商事について概観する。

広島湾における牡蠣は、特に草津村において、「・・・凡三ヶ一御当地（筆者 大阪）へ積登せ、残り三ヶ二を以諸国へ積出シ、或は住国之城下・・・交易いたし・・・」⁽¹⁶⁾ ている状況にあり、大半を大阪市場に供給することで利益を得ていたといえる。このような状況は、仁保島にあっても同様であったと解される。

先にみたように三次支藩は、草津村の牡蠣の大阪市場への展開を積極的に政策的に扱ってきたため、恒常的に大阪市場に進出していたものとみられる。従って「このことは、広島牡蠣の最良市場を永続的に確保したことになり、広島牡蠣の生産量の増大にとって大きな役割を果たすようになった」⁽¹⁷⁾ といえる。

このように、牡蠣株仲間は、藩が主導する形で牡蠣の流通に一定程度の効率性をもたらしたと考えられる。この前提として、藩は牡蠣株仲間に対して次のような詳細な規制を行っていた⁽¹⁸⁾。

まず、大阪へ輸送する牡蠣について、「支配人文次郎遂見分斤目廻しニいたし、依怙最眞無之順道ニ致可申事」として支配人による見分を定めていた。また「上下共日和得斗見合せ、一同に出船可仕候」、
「抜船仕間敷候」、とし、牡蠣船出船に係る規則や、抜船の禁止が行なわれていた。さらに「遭難風を損し船具等流し及難儀候船有之候」の折に「類船之者互ニ助精可仕事」として、牡蠣船間での相互扶助についても規定されていた。その他、例えば「無礼慮外仕間敷事」、「博奕之儀兼々被仰付通り少々勝負掛ニ而も一切仕間敷事」、「火之用心之儀

(16) 文政二年「国郡志御用ニ付下調控帳」（『新修広島市史』第6巻資料編その一（1959）所収）

(17) 前掲註12 147頁

(18) 元禄十四年「蠣仲間取締法示達之事」（小川家文書）

無油断相守可申候」などというように牡蠣船商事における倫理的道德的規範を含む、基本的な規定が存在していた。

さらに、「大阪着船候ハ 御屋敷へ切手差上可申候」こと、「時々之御触等堅ク相守申候」こと、「問屋之下知相背き申間敷候」ことなども定められていた。これらのことは、藩と大阪蔵屋敷とに密接な関係があったこと、関連する御触れへの遵法が要求されていたこと、及び牡蠣仲間の資金が大阪商人問屋から融通されていたことを示すものである。とりわけ、最後の点は、大阪商人問屋の支配の下に牡蠣商事が存続せられるものであったことを看取することができる。即ち、広島における牡蠣株仲間が、大阪商業資本に組み込まれており、このことが大阪での商業的展開を可能にしていたものと解される。

また、大阪での商業的展開の拡大を可能にした点として、以下のような背景的事実があったことも指摘される。すなわち、宝永4年(1707年)12月に大阪大火が発生した際の牡蠣株仲間古株組の者による、高麗橋際にあった幕府の高札を守り通した行動が大阪町奉行により賞賛されたということである。当時、高札は死守されるべきものとされていたため、この行動を賞して「永々此地ニ而草津蛎仲間船計り商売仕候様」⁽¹⁹⁾ 仰せつけられたとされている。このような背景の下で、広島牡蠣株仲間は大阪における特権的地位を得ることになり、このことが後に紀伊国、備前国藤戸等でも牡蠣の養殖が盛んになり、大阪への進出が試みられたものの、成功しなかった一因ともなっている⁽²⁰⁾。

5. 小括—広島牡蠣株仲間による市場独占の確立過程—

古株組による大阪市場向け牡蠣が不足する際には、仁保島の牡蠣を買い入れするなどしていたが、享保(1720年前後)からは、仁保島の牡蠣船も直接、大阪市場に進出するようになってきた。当初、草津村

(19)「草津村蛎商売由来」(小川家文書)

(20)『新修 広島市史 第3巻』174頁(1959)

の古株組では、仁保島における活場等を借りていたことなどから黙認していたが、次第に仁保島の勢力が拡大するにつれて、古株組の独占的利益が侵害されるようになった。特に、仁保島から大阪市場へ投入される牡蠣の数量が増加することによって、「せり売り」の形が採られるようになったことから、藩に対し取り締まりを訴え出たため、結果的に新株組が成立したものと位置づけることができる。

このように、古株組の成立から新株組の成立の過程を俯瞰すると、牡蠣の養殖が盛んになってくることによる既存の養蠣業者の独占的利益の侵害を除去するための目的も内包される形で新株組が成立したものととらえることもできる。

大阪市場においては、広島牡蠣株仲間は、町奉行によってその特権的地位を得るに至った。これは、広島牡蠣株仲間にとっては、大阪側とのいわゆる対外的関係において、牡蠣商事に必要な大阪での具体的な販売場所が確保されたことを意味するものであった。他方広島藩の側における内的な点では、古株組が得ていた販売場所に対して、新たに成立した新株組のそれをその周辺に設定するよう割当られたことを意味するものであった。かくして、広島牡蠣株仲間は、大阪での独占的販売網の構築に成功したものとみることができる。

広島牡蠣株仲間は、先にみた通り、その定法において、養牡蠣業者に対して、効率的な営業を可能にするために、倫理的・道徳的規範を含む様々な取り決めを策定していた。他方で、大阪市場における独占的販売組織を作り上げながら、この独占的特権を維持・強化しようとしていた。広島牡蠣株仲間は、他国や地域の牡蠣業者の販売戦略に抗し、株仲間の機能的本質としての仲間外を排除する論理を利用して、その営業面における特権的地位を維持していたものであるといえる。

6. 大阪牡蠣商事の展開と借銀

広島牡蠣株仲間の大阪商事は、資金をまず大阪間屋筋から仕入銀の

形で借り受け、牡蠣の販売後にその代金で返済し、残余分を生計維持の費用として費やすという形で進められた。

しかし、寛保3年(1743年)には「蠣株其外家財等不残取上売払候而も借銀之三ヶ一ニも行足り不申候者も数々」⁽²¹⁾ という状況に陥り、仕入銀の返済に困難をきたす者が生じるに至った。このことから、やむを得ず牡蠣株を手放す者も生じるようになった。

借銀は、牡蠣株仲間の個別の構成員の問題であったが、牡蠣株が放出され外部に移転してしまうことは、広島牡蠣株仲間の存立に関わる重要な問題であったと認識されていた。つまり、牡蠣株が放出されることによって営業権が相対的に減少することになるため、牡蠣株に抵当権を設定した債務を処理する必要性が生じることになる。従って、広島牡蠣仲間では、株を所持する者の個性や属性ではなく、総株数の減少に伴って営業権も希薄化せられることが、その存立、維持に関わる問題であるにとらえられていたといえる⁽²²⁾。

そこで、牡蠣株仲間では、牡蠣株が流出しないような対策を講じていた。借銀は、個別の事業者が各々行うものである。しかし、「矢張蠣仲間廿一人之惣割を以取引仕候積りニ奉存候」⁽²³⁾ とされ、古株組について21組を維持することが牡蠣株仲間全体での責任であるとされていた。

しかしながら、広島牡蠣株の古株組、新株組の各組が牡蠣株を保持し続けることに困難をきたすに至った。特に、天明4年(1784年)から文化元年(1804年)までの間に、両組のうち、8株の所持者が大きな借銀をなすに至り、その結果として、「追々商売相止メ株を離し候」ことに追い込まれている⁽²⁴⁾。さらに特に古株組の借銀が次第に増大し、

(21) 「大坂銀主共へ申談振之義乍恐頭書ヲ以左ニ御窺奉申上候」『養蠣由来書』小川家文書所収

(22) 例えば、前掲註26の史料において「たとへ株主は相替り候共一ヶ所ニ而も減じ候事相成不申候」とされており、株主が変わることではなく、株の減少を問題にしていると解される。

(23) 前掲註20

(24) 文化元年「蠣屋一同借金仕方之儀支配役松屋文次より大阪御蔵屋敷へ意見書

牡蠣株仲間全体が経営危機に見舞われている。

そもそも広島藩では、国産での自給と産業の開発に重点を置いてきており、牡蠣の生産・販売業もこのようないわゆる国益政策の下に置かれているものであった。従って、牡蠣株仲間も、このような政策に基づく諸規制の影響を受けているものであった。このことからすれば、牡蠣株仲間が成立しえなくなることは、政策的にも回避されなければならないものであった。

そこで大阪牡蠣商事を維持するために、広島牡蠣株仲間は、藩の大坂蔵屋敷に対して、組ごとに行われていた単独借入方式から牡蠣株仲間全体の仕入銀を一銀主に限定して借り入れる方式に改める歎願をなした。すなわち、大阪牡蠣商事の危機を脱するために、当面必要となる資金を低利で10～15年賦償還を認容する銀主を藩があっせんすることを求めた。

実際に銀主を藩が紹介したか否かは明らかにされていないが、大阪牡蠣商事が国益の一環に組み込まれていたことからすれば、この危機に対し、養蠣資金の貸付等を行うなどの対応を行っている⁽²⁵⁾。

しかしながら、天保の凶作などの影響により、貸付などの藩の施策は挫折した。結果的に藩の貸付制度が順調に運ばなくなったことから、牡蠣株を抵当にして、仕入銀を融通する方法に戻っていったものと解される⁽²⁶⁾。

このように、大阪市場における広島牡蠣株仲間の展開は、存続の危機を招来しつつも、牡蠣株に抵当権を設定する形での資金調達を模索しつつ存続した。この過程において、広島牡蠣株仲間の独占的地位は維持されることになったが、それは、大阪商業資本の中に組みこまれる形の上でのことであった⁽²⁷⁾。

差出之覚」(小川家文書)

(25) 一般論としての具体的な国益政策の実行については、前掲註12 151頁参照。

(26) 前掲註12 153頁。

(27) 広島藩は悪化した財政の立て直しのために、大坂市場の大名貸を中心とする借銀のあり方を政策的に改善する施策を展開していた。この過程で、広島藩

7. 牡蠣株仲間と販路拡張

明和4年(1767年)には海田市の六左衛門・善六、矢野村の太右衛門・助右衛門・権平、草津村の勘右衛門・佐平・庄兵衛・善助、仁保島村善三郎らの多くの牡蠣屋が尼ヶ崎、堺、京都などにも大量の牡蠣を売り込むようになっていたが、これらの者は、牡蠣株仲間外の牡蠣屋であった。このことから「大坂町々は不申及、近所其外京都店々私共得意先きへ入込売崩し」⁽²⁸⁾ ているとして、牡蠣株仲間から苦情を申し立てられていた。

文化13年(1816年)には、仁保島の田浦伊兵衛が郡奉行のはからいで設営した築建場の牡蠣を和歌山へ送り込み、販路拡張に成功した。さらに、「御免紀州土産蠣所、木屋長兵衛店」の看板を出すことを以て和歌山藩の名で大阪にも売り込んでいた⁽²⁹⁾。

広島藩は先にみたように国益政策を採っていたことから、これらの牡蠣株仲間外の牡蠣屋に対しても生産及び商事の資金を貸し付けていたが、牡蠣株仲間による、既得権益の侵害に対する申し立て等があれば、これを制止する措置を採ることになっていた。従って、この和歌山を経由する大坂市場への参入は、既存の牡蠣株仲間との衝突が原因となって結果的に挫折することになる。

文政13年から天保2年(1832年)にかけての期間においては、広島牡蠣を京都市場に展開しようとした者が現れ、広島牡蠣仲間が分裂する事態を引き起こしている。京都における商事は、従来ここでの市場がほとんど開拓されていないことに着目した大坂商人岡田屋嘉兵衛、広島紙屋町錫屋久兵衛、京都武田敬庵の三人が企画したものであった。

領から他国売を増加させ、大坂市場からの離脱を図ってきたが、牡蠣商事については、必ずしもこれが効を奏していたものとは解されないことになる。広島藩による大坂市場からの離脱政策一般については、土井作治「広島藩の宝暦改革と大坂市場」(後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』201-230頁所収(1978)福武書店)

(28) 明和4年11月「大坂蔵屋敷江御願之事」(小川家文書)

(29) 「草津村蠣商売由来」(小川家文書)

まず、「御所納蠣」の免許を取得し、献納した牡蠣の残りを京都市中で販売にまわすという方法によって、広島牡蠣の京都への展開を実行しようとした。しかし、広島牡蠣の生産場の確保に困難を来し、送荷が確実に整えられなかった。そこで、武田敬庵、錫屋久兵衛らは、広島藩の斡旋によって京都への牡蠣の直送ができるよう依頼した。

これによるならば、広島牡蠣の京都への直送は、国益政策として取り扱われることになる。そこで、広島藩は、広島牡蠣株仲間に対し、その意向を確認することになった。広島牡蠣株仲間は、株仲間以外の者の「京都売事御差止」を願い出て、大坂のみならず京都における販売独占を維持しようとした⁶⁰⁾。このような状況の中で、京都市場も独占しようとする古株組と、武田らに同調しようとする新株組とに分裂、対立する事態を引き起こし、広島牡蠣株仲間の結末が崩壊するに至った。具体的には、古株組は単独で京都への直登せをし、売り場において剥身にして販売する手法である打売株立を進めることになり、新株組は、武田らによる別の手法を採用することになった。

その後も天保11年には、安芸郡坂村の忠八郎及び城下野上屋七右衛門らが他国である備前産牡蠣を大阪で販売するなど、大阪市場への新規参入が行なわれるようになっていった。これに対し、広島牡蠣株仲間は、既存の独占的地位を維持すべく執拗に新規参入を禁じるように藩に対し申し立て、それが認められることもあった。

しかしながら、広島湾に面する地域における広島牡蠣株仲間外の牡蠣屋らは、大阪のみならず、その他の広島藩領外への販路開拓を積極的に展開するようになっていった。このような状況の中で、茨木屋武兵衛が、広島牡蠣株仲間に対立する新販路計画を打ち出し、広島藩にその免許を出願するに至った。この出願は概ね以下のような問題意識及び計画を内容とするものであった。第一に、広島牡蠣株仲間が成立する前は販路が拡大されつつあったが、その成立によって独占が成立

(30) 文政13年12月「京都・大坂蔵屋敷ニ差上ル帳面控」

し、販路が閉鎖されつつあること、これと関連して第二に、牡蠣生産は広島湾での発達が顕著であったが、近年では紀州周辺等からも供給されるようになってきており、過剰生産となってきたにも関わらず、市場が大阪にとどまっており、市場価格が広島牡蠣株仲間の「申合せ、積出し等相狭り直段も押へ買仕候」⁽³¹⁾とされていること、第三に、第一、第二のことから、従来の広島牡蠣株仲間による独占販売制を超越した新たな市場の開拓及び余分となっていた築建場の有効活用をすべきこととされていた。

特に第三の点に関連して、伏見に牡蠣中継卸問屋を設置した上でこれを中心として大津、草津、八幡、膳所、彦根等に約78箇所の卸問屋を指定し、各問屋から証勘金を徴収して一手販売権を与えるなどの具体的な提案もなされていた。

これに対し、広島牡蠣株仲間は、逐一実行可能性の点等から反論、批判した。これは特に広島牡蠣株仲間を存続させる点に重点が置かれたもので極力新規の商事を許可しないこと、許可せざるを得ない場合には、従来、基盤を構築してきた広島牡蠣株仲間に対して販売特権を付与するよう請願するものであった。これに対する広島藩の裁定は明らかではないが、結果的に茨木屋武兵衛の提案は計画段階で頓挫した。

しかしながら、藩ではこの提案に関心を有し続け、嘉永5年(1852年)に至ってからも、この提案の実現可能性を探っている。この調査において、海田村、船越村、矢野村などの広島牡蠣株仲間外の者による回答の中で、自由な販売を可能にする方法が希望され、それぞれ独自に販路を開拓しうる段階に達していることなどが示された。

このように、広島牡蠣株仲間の外においては、自由な販売が求められるようになっていき、株仲間の圧力に直面しつつも市場への新規参入を試みていたことが理解される。このような試みは、画期的な新販路拡張に繋がることにはならなかったが、この後、瀬戸内海地域の各

(31) 嘉永3年8月「乍恐奉願上候口上之覚」「養蠣由来書」所収

港町を販売市場とした新たな流通機構が形成されるようになっていったのであり、基本的に大阪市場にのみ販売市場を限定しようとした広島牡蠣株仲間の存在は、次第に機能の点で弱体化するに至ったととらえられる⁽³²⁾。

8. 独占禁止法の事業者団体規制—事業者団体法の意義—

事業者団体に対する規制は、歴史的には、第二次世界大戦後の占領政策の一環として行われた米国主導における統制団体除去政策と相まって進められてきた背景がある。この政策に基づき、重要産業団体令⁽³³⁾が廃止され、戦時統制団体の民主化がはかられた。

昭和22年の原始独占禁止法では、5条において事業者による統制団体の設立が禁止されたが、さらに、翌昭和23年7月5日には、独占禁止法の補完法として、事業者団体法⁽³⁴⁾が成立し、閉鎖機関令⁽³⁵⁾、いわゆる司令部覚書⁽³⁶⁾と並行する形で統制団体が強制的に閉鎖されるに至った。この事業者団体法については、法案段階においても産業界からは事業者団体に対する規制が過度に厳格であると解される傾向もあった。

事業者団体法は、米国法ではこれに相応する制定法は存在しなかったことから、判例法を基礎として、我が国において成文化された。ここでは、統制団体を除去しつつも、必要な経済統制は民主的団体に行わせる方針が採られた。それにも関わらず後にこの方針が撤回され、これを公的機関に担わせるとされるなどの混乱が生じた⁽³⁷⁾。従って、経済安定本部が司令部に質問書を送付するなどの紆余曲折を経て、結果的に司令部が経済安定本部及び公正取引委員会に対し、**Trade Association Law**（産業団体法）を提示した上で、立法化を要求する

(32) 前掲註12 157頁参照。

(33) 昭和16年勅令831号

(34) 昭和23年法律第191号

(35) 昭和22年勅令74号

(36) 「統制団体の除去に関する方針の解釈及び実施に関する覚書」(SCAPIN-1860)

(37) 平林英勝『独占禁止法の歴史(上)』165頁(信山社 2012年)

強硬方針へと転換された。

このような経緯を経て成立した事業者団体法は、第1条において「事業者団体の正当な活動範囲を定め、且つ、その公正取引委員会に対する届出制を実施すること」が目的とされており、4条において事業者団体に許容される活動が、5条において禁止される活動が定められていた。この法律は、独占禁止法を補完すると共に、統制団体を除去するという政策的な側面から過渡的性格を有しており、規制が厳しいものであったとされる⁽³⁸⁾。このことから、制定当初から批判が多く、結果的に昭和28年の独占禁止法の大幅な緩和を内容とする改正によって、事業者団体法は廃止されるに至ったが、同法で禁止されていた活動の一部を禁止する規定が定められる形で引き継がれ、現行独禁法8条の規定に至っている。

このように歴史的には、戦時中の統制会が統制経済運営の一翼を担っていたことが基点となり、終戦後の民主経済民主化の一つの柱として統制団体排除が推進されてきたといえる⁽³⁹⁾。このような歴史的背景からも現行独禁法が、事業者団体について厳格な規制を規定していることが確認される必要がある。

9. 実体規定としての事業者団体規制の概要

独禁法8条は、同法2条2項が定義する「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体」としての事業者団体の禁止行為を1号から5号にかけて列挙する。このうちここでは、2号は国際的協定、契約に関する規定であり、本稿の趣旨とは関連しないため2号以外の規定について俯瞰する。

(38) 今村成和ほか編『注解 経済法（上）』362頁（厚谷襄児執筆）（1985）

(39) 金井貴嗣ほか編著『独占禁止法 第5版』126頁（宮井雅明執筆）（2016年）参照。

8条1号は、事業者団体の意思決定によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することを禁止する。ここでは、競争の実質的制限を行う事業者団体の具体的な行為を限定していないため、2条5項及び2条6項に規定される私的独占及び不当な取引制限に該当する行為も禁止の対象となりうる。

3号は、一定の事業分野における現在または将来の事業者の数を制限することを禁止する。ここにいう「一定の事業分野」は、供給側からの特徴に着目した概念であると解され、同種又は、類似の商品、役務を供給しうる一群の事業者の範囲として画定されることになる。このようにとらえると、供給者としての事業者に視点を置き、事業者の意識や販売方法・ルートの類似性から競争関係の範囲を画定することの方が容易であることから、その分、競争の実質的制限の認定よりも簡易迅速に競争への悪影響を推定しうることになる⁽⁴⁰⁾。

4号は、事業者団体に対してその構成事業者の機能または活動を不当に制限することを禁止する。事業者団体はその本質に鑑みるならば、構成事業者の自由な活動への制約を伴うものである。従って、4号は、構成事業者の競争手段・行動等に関わる場合に限定して禁止しており、そのことは「不当に」の文言において示されている⁽⁴¹⁾。

5号は、構成事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすることを禁止する。5号違反事件は、事業者団体によるいわゆる間接ボイコットの事例が大半を占めている。これは、特定の非構成員を市場から排除するために、構成事業者の取引相手に対し、当該非構成と取引する場合には、取引を拒絶するという脅しをかけることで、当該非構成員との取引を拒絶させるような場合である。

(40) 前掲註37 132頁参照。

(41) 根岸哲編『注釈 独占禁止法』206頁（和田健夫執筆）（2009）参照。

10. 広島牡蠣株仲間と競争政策

10-1. 事業者団体としての広島牡蠣株仲間

現行独禁法における事業者団体の定義については先にみた通りであるが、広島牡蠣株仲間が、養蠣及びそこで生産された牡蠣の販売に従事する事業者が「共通の利益を増進することを主たる目的」として結合した主体であったことから、この定義に合致する実情を有していたように思われる。

事業者団体の定義規定である独禁法2条2項の解釈論上、少なくとも事業者が事業活動を行う上での利益の増進を目的としていれば事業者団体たることになり、利益の増進が、事業活動全部に係るか否かや、受益が直接的であるか否か等の点は問題にならないものと解される。

また、事業者団体の意思決定について、団体内部で任意に組織された会議体の決定であっても、構成事業者の大半が団体の決定として認識しているような場合には、これを事業者団体の決定ととらえることができることから、広島牡蠣株仲間が事業者団体の要件を充足するものであったと位置づけられる。

このように解されるならば、先にみた実体規定としての独禁法8条1号以下の規制との関係で検討されることになる。

広島牡蠣株仲間は、広島藩の国益政策の中に包摂されながら、特に大坂市場への展開を目的とする形で結成、組織化されてきたのであるが、この過程で形成された独占力の維持、強化をはかるために、仲間外の事業者を排除することに重点を置く側面を有していたことが看取された。この点に着目するならば、具体的には独禁法8条の2号以外の規定との関連で問題になりうる。

8条1号との関係では、特に「市場支配力を獲得あるいは強化しようとする様々な行為によって他の事業者が独自の事業活動を続けること、あるいは新規参入を著しく困難にすること」⁽⁴²⁾である排除行為が

(42) 根岸哲、舟田正之『独占禁止法概説(第5版)』66頁(2015)

あり、それが競争の実質的制限をもたらす場合に該当する私的独占を構成するのであれば、同条同号に違反する可能性が生じることになる。

3号との関係では、牡蠣の供給が事業分野と解されることになることを前提とし、広島牡蠣株仲間による大坂市場への供給において、ここへの新規参入が抑制されていた実態に照らせば、ここでも問題になりうる。特に本号が、「所管官庁との結び付きや、特定地域において歴史的に形成されたギルドの体質等によって構成員に対して強い統制力を有し、しばしば、不当にアウトサイダーを排除する目的でこの統制力を用いてきたという現実」⁽⁴³⁾に着目して簡易迅速な規制を可能にしたものと解されることとの関連からも、同号に違反する可能性がありうるといえる。

4号は、構成事業者間で競い合いが停止されるものの、競争の実質的制限に至るとまではいい得ない（いい得る場合は1号違反となる）ものの、競争阻害効果を生じさせる不当性を有する場合に違反の対象となる。同号は、対象となる行為が、直接的に供給量や価格に対して影響を持たない行為についても、それらに間接的に影響を及ぼしうる場合であればその点をとらえて規制することも目的とされる。このことから、広島牡蠣株仲間は、構成員に対する定法等の中で、事業活動上の競合を回避する様々な施策を設定しているようにもとらえることになり、この限りでは、同号との関係でも問題となりうる。

このように、広島牡蠣株仲間を独禁法上の事業者団体と位置づけるならば、8条の規制対象とされ、競争政策上の問題を惹起するものであるといえる。

10-2. 協同組合としての広島牡蠣株仲間

独禁法には、特定の事業者団体に対しては、一般的には独禁法に違反するとされる場合であっても、一定の要件を満たす場合には適用し

(43) 前掲註37 132頁

ないという適用除外制度が設けられている。独禁法22条は、小規模事業者または消費者の相互扶助を目的とする協同組合の行為に対する独禁法の適用除外を定めている。協同組合が独禁法の適用除外を受けることについては、基本的に大企業による産業支配の排除を目的とする同法の建前よりすれば当然のことであり、協同組合の取引者及び競争者としての地位を積極的に解したものであるとされる⁽⁴⁴⁾。同法22条によれば、適用除外を受ける協同組合は、「法律の規定に基づいて設立された組合」である。

養蠟業等水産業に関連する組合は、水産業協同組合であり、水産業協同組合法による規制が存在する。同法は、1条においてその目的について「漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期すること」と規定されている。同法7条は、「組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二条第一号及び第三号の要件を備える組合とみなす。」として、独禁法の適用除外の対象となる組合であることが規定されている。

広島牡蠣株仲間は、すでにみてきたように、まさに水産業協同組合法の目的に該当する役割を果たしてきたものであり、同法7条により独禁法の適用が除外される組合の要件を充足する可能性はあるものと解される。

他方、独禁法22条は、但書において、同法の適用除外の対象となる組合であっても、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することによって、不当に対価を引き上げることとなる場合には、同法の適用は除外されないことを規定する。先にみてきたように、広島牡蠣株仲間は、市場の新規開拓者等に対し

(44) 前掲註41 374-375頁

でこれに反対し、藩に対し、この差止を求める請願を為すなど、組織的に新規開拓者を実質的に排除する行為等に出たものと解されることからすれば、独禁法22条但書に該当する可能性がある。ここにいう、「不当に対価を引き上げることとなる場合」は、実際に対価が引き上げられる場合に限定されず、抽象的危険性で足りると解されることから、新規開拓者の自由な活動を制限する行為は、それによる対価の上昇を惹起することに繋がっているものと考えられ、少なくとも抽象的危険性は存在することになる。

このようにみると、広島牡蠣株仲間を協同組合と位置付けたとしても、独禁法に違反する可能性はありうることになる。

11. 結語

広島牡蠣株仲間は、広島湾における牡蠣の養殖及びその販売について、効率的な展開を導く主導的役割を果たしてきた。それは、近世の時代背景からみても、未だこれら産業が十分に発達しておらず、非効率な生産販売商法に留まっていた状況では、有意義な存在であった。

しかしながら、次第に産業としての発達をみるに至り、販路拡張の点に着目すれば、この阻害要因ともなり、市場での競争の展開を抑圧する存在になっていった。このことからすれば、現在の独禁法に照らして、違法であると解される行為が展開されていたともいえる。

広島藩は、販路の新規開拓を計画した茨木屋武兵衛の提案を、それが頓挫した後も関心を有し続け、後にまでその実現可能性を検討していた。その過程で、自由な活動を志向する者が多数存在したことも確認されている。これらのことからすれば、広島藩は、牡蠣株仲間を認めることで、国益政策として産業を発展させることに寄与せしめた反面、牡蠣株仲間が販路の新規開拓の阻害要因となることを認識しており、対応に苦慮していたものとみることにもできる。ここに競争政策への萌芽的兆候を垣間見ることができるようと思われる。

近世幕藩体制において、幕府の政策としての株仲間制度⁽⁴⁵⁾についてみるならば、その発展前期の段階では、肯定的にとらえられていたが、後期に至ると動揺や破綻を生じさせることになり、天保の改革で株仲間は停止されることになる。しかしその後再び株仲間が認められるようになる。本稿では、幕府の政策としてではなく、産業と地域を限定した検討を行ったため、主として藩の政策との関連で株仲間をとらえてきた。幕府の対応との関連で、株仲間に対する各藩の政策的対応を検討することが今後の課題となる。

(45) 株仲間の包括的かつ詳細な研究としては、宮本又次『株仲間の研究』(有斐閣1938) 参照。